

Title	黎明期のイギリス労働組合運動：団結禁止法と労働者階級
Sub Title	The British trade union movement in the earlier stage : combination acts and the labouring classes
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.12 (1956. 12) ,p.875(39)- 889(53)
JaLC DOI	10.14991/001.19561201-0039
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19561201-0039">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19561201-0039</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(註三八) Ibid, p. 10.  
(註三九) ゴードン『ビジネス・リーダーシップ』邦譯三六七頁。

### 五、結 語

以上において、我々は不充分ながらアメリカにおける経営政策論の基礎である科學的管理法、ノウ・ハウ・マネジメントと、經營者職能論、ビジネス・リーダーシップ論の經營政策論への展開の傾向を述べてきた。歴史的には第一次世界大戦後の産業合理化政策、世界大恐慌、ニューディール、第二次世界大戦という社會的、經濟的變動を契機として、統一的な理解をしようと試みてきた。資料不足によつて極めて曖昧であることも今後の研究によつて補うこととして、若しこの一試論に大した誤りがないとすれば、我々はアメリカ經營學の形成過程を明らかにし得るであろうと考える。小稿においては、バーナードの優れた業績が直接リーダーシップ論と關係を持つていないことが明らかであるが、我々は決してその業績を例外的なものとして扱うことはできないであろう。この點については後に明らかにしたいと考える。

我々は再び先に上げたクラフの言を想起して、經營政策論の課題と研究方法との深化を期したいと思う。

(昭三二・一〇・一〇)

【附 記】此の試論においては、資料不備のために觸れ得なかつたところが多かつた。例えば所謂「制度的經營學」についての流れについては全く觸れなかつた。ヴェブレン、ウイストライ等の業績は

しばらく措くとしても、バール・ミーンスの『近代株式會社と私有財産』(一九三二)からバーナムの『經營者革命』(一九四一)へと至る制度的經營者論については、その間の空白や、そのアプローチについて若干の疑問を持たざるを得ない。勿論、時代的には大恐慌後から第二次世界大戦への期間であるから、この試論としては、マネージメントを中心述べてきた譯であるが、この「制度的經營學」が、戦後ビジネス・リーダーシップ論——社會的責任論という性格を以つて發展してきたと思われる點については之を別個に取扱うことはできない。

又、先に指摘したマーケティングの研究であるが、この種の研究は早くから行われたものと考え得られるが、現在手許にあるE・クラーク『マーケティングの原理』一九二九(初版は一九二二年)からみて、この科學的研究の本格化は一九二九年以降とみる事が可能のように思われる。因みにクラークにおいては販賣組織の一般的研究であるが、その中で特に注意される項目として、Market news, Standardization, Price-maintenance, Marketing Efficiency, Cost of Marketing の諸問題に觸れているが、之等の本格的な研究がノウ・ハウ・マネジメントの方式をとるのではないかと思われる。此の時代は政府の經濟生活——特に企業活動に對する統制が強まりつゝある傾向を特徴としているからである。このことについては別稿「經營政策と政府活動」で觸れる豫定である。財務管理の領域についても全く同様なことがいえる。一九三七年のノイッペルの利益計畫の研究はこの時代において重要な意義を有している。

## 黎明期のイギリス労働組合運動

——團結禁止法と労働者階級——

飯 田 鼎

「フランス革命は支配階級の心を一變させた。そして産業革命は労働者階級の世界をつよくゆすぶつた。」

——ハモンド夫妻「都市労働者」より——

- 一、はしがき
- 二、團結禁止法、その彈壓立法としての意義
- 三、十九世紀初頭の労働者階級の狀態と組織

「ナポレオン戦争とそれにつづく經濟的危機の時代は、イギリス労働階級の全歴史の上で、もつとも暗黒な一章である。労働者は圍込みによつて土地を追われ、新しい機械のために仕事にあぶれて兒童労働者と競争しなければならなくなり、また彼等の悲惨な狀態とフランス革命の「不吉な前兆」を見て怖れをいだいた支配階級から容赦なく迫害され、新しい工場のぞつとするような悪臭を放つ貧民窟

黎明期のイギリス労働組合運動

三九 (八七五)

に閉じ込められて、長い塗炭の苦しみをなめた。彼らがやつとこの苦しみをのがれたのは、ヴィクトリア時代になつてからであつて、この時彼等は、すでに力つきて従順になつていた。イギリスの労働運動は、この間の苦難の時代に、この苦難の子として生れたのである。G・D・H・コールは、半世紀にわたるイギリス労働運動の生成過程を、簡潔にこのようにのべている。

一八〇〇年から一八二四年までの四半世紀は、イギリスの労働者階級とその運動にとつて、まことに苦難と迫害にみちみちた二十五年間であつた。フランス革命の結果、イギリスに傳えられた急進的な思想は、多くの知識人によつて鼓吹され、とくにテルウォールやトム・ペインによつてひろく國民大衆の間に弘められ、とりわけペインの思想的な影響は、知識人はもとより労働者階級の間にもしみとおり、そのためにフランス革命後のイギリスには、革命の傳統を誇稱する多くの急進的民主的團體が續々と建設された。しかしながら、それらの團體の多くは、主として封建的な專制政府の横暴と腐敗政治をばげしく非難し、民主的近代議會議政治を要求するいわ

ゆるブルジョア急進主義者の運動であつて、それらの團體の要求は、主として政治上の改革のみにむけられており、経済的な改革には比較的無關心であつた。すなわち、これらの運動は労働者階級の運動ではなかつたのであつて、労働者層は當時、階級として形成される途上にあつたといふことができる。

だが、フランス革命勃發後のイギリスにおいて、労働者階級の運動が、まづたく無力であつたというわけではない。その組織と指導の面で、中産階級出身の指導者を必要としたけれども、ロンドン通信協會の如きは、たしかに労働者階級の運動であつた。ロンドン通信協會の歴史と、それが果たした役割について、わたくしはすでにふれたが、ロンドン通信協會が禁止されたのち、イギリス労働運動は、どのような方向に動いていつたのであろうか。一七九九年、はじめに議會を通過した團結禁止法は、成長する労働者階級の力をはばきうとしたが、労働者階級は、この残酷きまるる支配階級の攻撃にたいして、はげしく抵抗し、きびしい弾壓のもとに生き長らえようとした。約二百年にわたるイギリス労働運動の歴史上でも、もつとも陰惨な時代といわれるこの時期は、動亂と戦争によつてはげしくゆれ動いた時期であり、労働者階級をふくめて一般大衆の生活が、きわめて低い水準におしきげられ、革命的氣運が濃厚となつていた時代、あたかも二十世紀の現代の様相に似ていたのではないだろうか。そういう時代にはじめて、團結禁止法は、支配階級にとつて必要缺くべからざるものであつたらう。日本の治安警察法、ビスマルクによるドイツの社會主義鎮壓法、フランスのル・シャブリエ法に比すべきこの團結禁止法は、労働者階級の運動はもとより、中産階級

つてゆく生活苦のなかに、イギリス労働組合運動は、成長していつた。

註(一) G. D. H. Cole: A Short History of the British Working Class Movement, 1952, pp. 24-25.

二

A. V. ダインシーは、その著「十九世紀英國における法律と世論との關係」において、團結禁止法についてつぎのように云つてゐる。「労働者からすべての自由を奪つた暴君は誰か。そしてこの壓制を許可した世論の状態は何であつたか。その答えは、團結禁止法を通過させた人々は、専制君主ではなかつたということ、そしてその法律は、まさにその時代にひろく行われてゐる信念と一致してゐたということである」と。またつぎのようにも云つてゐる。「一七九九年および一八〇〇年の團結禁止法は、それについて報告に残つてゐる議論は少しもなく議會を通過したという事實だけは、ほとんど決定的である。その法律は、一八〇〇年には、その時代の主要な見解を代表してゐた」と。團結禁止法は、果してその當時の支配的な世論を代表してゐたであらうか。またこの法律の制定にあつて、それについてのはげしい議論の展開がなされなかつたといえるだろうか。これは検討を要する問題である。

すでに知られてゐるように、團結禁止法の成立をうながした直接的な原因は、イギリス支配階級のフランス革命の進展にともなう恐怖心の増大と、労働者階級運動の異常な發展であつたといわれる。

黎明期のイギリス労働組合運動

的な急進主義運動をさえ抑壓したが、しかし當時のイギリスの支配階級は、開明専制政府ながら、たとえばが明治絶対政府のように、一方的な弾壓に終始するほど愚かではなかつた。労働者階級にたいする彼等の政策は、巧妙であると同時に、きわめて合理的であつた。もえ上ろうとする労働組合運動にたいしては、はげしい弾壓をもつてこたえると同時に、労働者階級の抵抗をやわらげるための施策も忘れなかつた。恩惠的な政策がすなわちこれであつて、救貧法はもとより、十九世紀初頭の工場立法こそ、イギリスの支配階級にとつていわば團結禁止法と並んで、對労働者政策の重要なもののひとつであつた。云いかえれば、ほとんど時を同じくして行われた團結禁止法と工場法の制定こそは、對労働者政策の、いわゆる「楯の両面」をなすものであると云うことができるだろうか。

従来ともすれば、一八〇二年、サー・ロバート・ピールによつてはじめてられた工場法制定への努力をもつて、ピール自身の人道主義的な精神の賜物であると考へた者が少くなかつた。云うまでもなく、一八〇二年にはじまつた工場法制定運動が、政治家であるところにも大産業資本家でもあつたピールの善意と努力によるところ大きく、社會政策史上における彼の地位はたしかに没すべからざるものがある。しかしながら、ピールのこの善意の努力は、その當時のイギリス支配階級の弾壓的な政策と、決して無縁ではありえない。それは、支配階級の労働者階級にたいする政策のあらわれ方において、弾壓的な方向とは逆に、労働者階級の抵抗をそらし、或はやわらげる緩和劑として役立つたのではないだろうか。團結禁止法によるきびしい弾壓と、ナポレオン戦争のために、ますますはげしくな

しかしながら、イギリスにおいて労働者の團結を禁止した法律は、決してこれが最初ではなかつた。すでに十八世紀の末期に、労働者の團結をさまたげようとする法律は、四〇もあつたといわれ、この事實は、労働者の團結が、すでに長い間にわたつてひろく存在してゐたことを意味してゐる。だが、労働者階級の組織的な力は、この當時まだ、全國的な組織となつてゐなかつたことは云うまでもない。労働者が團結して組合を結成し、賃金値上げや労働時間の短縮を要求することは、イギリス産業の發展に害があるという口實のもとに、勃興しつゝある産業資本の利益のためにこそ、この法律は必要であつた。すなわち、圍込條令と穀物條令が地主の利益にとつて必要缺くべからざるものであつたのと同じように、産業資本家にとつては安いしかもおとなしい労働力を保證する團結禁止法は、是非とも確保しなければならぬものであつた。このように考へるならば、團結禁止法は、その當時の世論と一致してゐたというダインシー教授の見解は、甚だ觀念的であると云うことができる。労働者の團結は、ダインシー教授の云うように自由放任主義の時代思潮に反するものであるという理由で禁止されたというよりは、イギリス産業資本の利益のために、労働者の團結を禁止することは、何よりも望ましかつたからであるといふべきであらう。わたくしは、以上のような見地から、團結禁止法を成立にみちびいた當時のイギリスの社會的政治的背景について述べらるであらう。

すでにのべたように、團結禁止法が制定される前に、労働者の團結をさまたげる條令は數多く存在したが、とくに一七九五年以來、弾壓はとみにはげしくなつてきたため、急進主義運動と労働者階級

の運動は大きな打撃をうけた。すなわち一七七五年、二つの法律が制定され、ひとつは、人々をして國王および政府を憎悪もしくは輕蔑にみちびく人々を叛逆罪に問ひ、いまひとつは、公衆集會の權利に反對するものであつた。一七九七年、ノアにおける水兵の叛亂に刺戟されて、これをとりしまる法律がつくられただけでなく、不法誓約取締條令 (Unlawful Oaths Act) も制定された。翌年、新聞條令が制定され、人民の不平不満を爆發させる新聞の發刊をはばもうとした。そして一七九八年のアイルランド人の叛亂後、政府はフランス人がアイルランドを通じて攻めてくることをおそれ、またこれを口實として、いわゆる通信協會條令 (Corresponding Societies Act) が制定された。これによつて、ロンドン通信協會はもとより、連合イギリス人協會 (Societies of United Englishmen)、連合スコットランド人 (United Scotsmen)、連合アイルランド人 (United Irishmen) などの團體は禁止された。このようにして、急速に團結禁止法への道は掃き清められたのである。それならば團結禁止法によつて禁壓される以前に、労働者の團結はどのようであつたらうか。そのくわしい點については、次節にふれることとして、ここでは、きわめて簡単にのべておこう。

労働者の團結は、資本主義的な企業が、もつとも早く發展した熟練労働を必要とする産業において、古くから存在していたといわれる。徒弟から職人、そして職人から親方へという、おさまりの、しかしながら安定した封建的身分秩序が早くも失われてしまつた産業、たとえば毛織物業においては、職人の組合 (Journeyman's Association) の歴史は古く、ジョージ・アンウィンの説明によれば、

などについて規定し、監督していたが、十八世紀頃になると、このエリザヴェス條令も次第に空文と化し、とくに徒弟數の制限などについては、ほとんど守られなくなつた。そこで都市の工匠たちは徒弟數の制限についてのエリザヴェス條令を守るように布告を出すことを議會に要求し、一方これに反して、織工たちは、競争的な條件のもとで、より廣汎な市場によつて働いているので、徒弟の制限よりも、賃金の決定を國家が何らかの法的措置をとることによつて解決すべきであると請願したのである。

だが時代は急速に變りつゝあつた。最初、議會は同情をもつて労働者の要求をむかへ、彼等の要求を許したけれども、やがて、團結する權利をおさえようとした。十八世紀の半ばには、雇主たちは、經濟的自由主義を主張して産業の自由に反する規則や法令は不必要であることを議會に訴え、従つて治安判事は賃金決定にかんする取締りを次第におこたるようになつていつた。このようにして、一方において労働者の生活を保護すべき中世的な法律が、勃興する産業資本の利潤追求の自由のために、次第に廢止され、しかも議會に對し、法的處置によつて生活を擁護すべきことを要求する労働者たちが、その希望を失つたとき、彼等のとるべき手段はただひとつであつた。團結によつて、云いかえれば力づくで、雇主とたたかひ、安んじて生活ができる賃金を取得する以外に途はなくなつた。だが國家保護の原則が自然であると考へられていた時代には、國家による産業に對する規制を要求する團結も存在も認められたが、産業革命の進展にともなう産業資本主義の成立によつて、労働者の團結が雇主にむけられるやそれは、いわゆる自由放任主義に反するものとして、資本

黎明期のイギリス労働組合運動

ば、すでに十六世紀頃までさかのぼることができるといわれる。それは最初、同業組合、或は友愛組合として出現した。とりわけイングランド西部、商業資本家が産業の支配を實現し、織工を家内工業制度のもとに、賃金生活者の地位におとし入れたところでは、この特徴はもつとも目だつていた。すでに一七一八年の勅令は、織工の非合法的なクラブや組合が非常に強く、ストライキや暴力の使用を通じて雇主に條件を強要するほどの強い組織をもつていたと云つて非難している。大規模な商人資本のもとに、全國にちらばつてゐる織工たちは、彼等が廣汎な勢力となるための力を結集しなければ、自分たちの團結を有効なものとはしえないことを知つていた。都市の職人たちがつて、彼等は狭い地方的な基礎で雇主と争うことに希望をもたなかつた。というのは、商人たちは、地方的な狭い範圍での労働者の團結に對しては壓制的に強かつたからである。それゆゑ織工たちは、一般に全國にまたがる組織をつくり出そうとしていた。

しかしながら、大體において、當時の熟練労働者たちの團結は、一般に永續的な組織をもたなかつた。機械および鐵工業においては、労働組合は特殊な労働者層、たとえば鉄鍛冶工や釘製造工の間に發展したといわれる。従つて十八世紀以前、産業革命が進展してくるまでの熟練労働者たちは、必ずしも階級闘争的ではなかつた。彼等の闘争の形態は、團結の力に頼りながらも、支配者の善意に訴えるという、いわゆる請願の形式がとられたことは注目されなければならない。エリザヴェス職工條令 (Statutes of Artificers) 以來、國家は治安判事を通じて賃金、労働時間、賃金の支拂い形態

主義國家にその禁壓の口實をあたえたのである。團結禁止法が出現するまでの社會的背景は、大體以上のようなものである。それならば、團結禁止法はどのような經過をへて制定され、更にそれはその當時の労働者階級に、どのような影響をあたえたであらうか。さきによつたように、ダイシーは、「一七九九年および一八〇〇年の團結禁止法は、それについて、報告に残つてゐる議論は少しもなかつた」と断言しているが、事實は必ずしもそうではなかつたようである。この間の経緯について、ハモンド夫妻が、その大著「都市労働者」のなかにくわしく論じていることは、まことに興味深いものがある。團結禁止法をもたらし直接の動機となつたものは、一七九九年四月五日、下院に提出された水車大工の親方たちからの請願であつたといわれている。それによれば、水車大工の職人は團結して賃金値上げを要求し、しかも仕事につくことを拒否したため、雇主たちは、やむなくこれに屈服せざるをえなかつたこと、彼等は一定の金額を徴集して一般的な基金を確立し、ストライキによつて職をなれた職人たちは、この基金から援助をえてゐること、従つてこれに對處するためには、水車大工の仕事についている労働者の不法な團結をよりよく防止し、下院が應ずるような仕方、このような労働者の賃金を規制するための法案を準備すべきことを主張している。

この請願をよく讀むと、資本がその利潤の追求にあつて、労働組合の存在をどんなにその障害と感じつゝあつたか、それゆゑ資本家階級は、是が非でも労働者の團結を非合法化しようとして躍起となつていたかを、はつきりと理解することができる。ここにおいて團

結禁止法制定の立役者はウィルバーフォース(W. Wilberforce)とピット(W. Pitt)であつた。最初この請願は、ジョン・アンダーソン卿、ロンドン市長及びその他の人々から成る委員會に附託され、それは水車大工の親方の要求を認め、水車大工業に従う労働者の不法な團結を防ぎ、治安判事をして彼等の賃金を規制することができるような法案をつくる許可を求めたのであつた。ところがウィルバーフォースは、このとき起ち上り、「これらの團結がわれわれの社會における一般的弊害である」ことを強調し、ひとり水車大工にたいしてだけでなく、すべての労働者にたいして團結を禁止すべきことを提案したのであつた。従つてこの法案が、水車大工はもとより當時の労働者たちにとつて、まったく疑耳に水の感があつたことは容易に想像できよう。

一七九九年五月六日、議案審議の可否を決する第一讀會が開かれ、同月十日、遂條審議し修正動議を許す第二讀會が開かれたが、その日、この法案に反對であり、彼等自身もしくは辯護人が傍聴することを要求する労働者たちの最初の請願書がとけられた。そして五月二十日には、更にもうひとつの請願書が提出されたのである。六月六日、團結禁止法制定にかんする委員會の議事録が考慮されたとき、水車労働者側からの最初の請願書の問題が再びもち上つてきた。そこで請願者は、その法案に反對でも傍聴をゆるされるべきであることが指令され、下院は再びその委員會の議事録の研究に入らうとした。そのとき下院は、労働者側の辯護人が出席することを告げられたが、辯護人が今呼びいられるという動議は否決された。六月十日、議案全體が成立するかどうかをきめる第三讀會において、こ

の水車大工の團結を禁止する法律の大きな「ヤマ」とも云うべき討論がおこなわれた。すなわち、フランシス・バーデット卿とベンジャミン・ホップハウスだけがこの法案に反對だったが、一方、ジョン・アンダーソン卿、バックストン、C・スミス、ホーキンス・ブラウン、H・ラッセル、シェフィールド卿、検事總長、エリソン、ブリッチなどの他の議員は、全部これを支持したのであつた。<sup>(11)</sup>フランシス・バーデットは、水車大工の團結を禁止する法案の原則そのものに反對した。彼は、この法案の立案者たちが計畫しているあらゆる公正な目的のために、現存の法律で充分であり、この上労働者の團結をとりしめるための法律を制定することは、屋上更に屋根を架するに等しいと考え、それはかえつて徒らに労働者の團結を刺戟する結果をもたらすと信じた。彼はアダム・スミスを引用して自分の意見を展開し、あらゆる職業を、それ相當のところに落つくままにしておくことが、立派な國家の賢明な政策であることを主張した。<sup>(12)</sup>ベンジャミン・ホップハウスも、バーデットと同じ意味で演説した。この二人の努力にもかかわらず、この水車大工の團結を禁止する法案は下院を通過した。ところが、この水車大工の團結を禁止する法案は、下院の通過にもかかわらず上院を通過しなかつた。上院は、このような水車大工という一小部分の労働者の團結を禁止するだけでは満足しなかつたし、また不安であつた。彼等が労働者の團結を禁圧する更に廣汎な彈壓立法を制定することを望んだことは充分考えられるであろう。自由貿易政策の理論を國富論のなかに求め、みずからアダム・スミスの弟子であることを誇つたピットは、<sup>(13)</sup>この機會を逃さなかつた。バーデットがスミスを引用して、この法

案の反對演説をやつた二週間後、一七九九年六月十七日、ピットは、團結禁止法を制定する許可をえた。彼がこの法案を成立させるために努力したのは、水車大工たちの團結によつて衝撃をあたらされたからではなく、北部地帯の織工たちの新しくつくられた組織に脅威を感じたからだといわれている。翌十八日、團結禁止法案は第一讀會が開かれ、その後、たちまちのうちに通過した。

ともあれこの法案はあまり早く下院を通過したために、労働者たちの請願が提出される餘裕もなかつたのであつて、ロンドン地方のキャラク擦染工がわずかに提出したにすぎなかつた。この法律が、労働者階級にたいしていかにきびしかつたか、たとえば賃金値上げもしくは労働時間の短縮を要求して、ひとりの労働者が他の労働者と組合をつつたとすれば、彼等はまず治安判事の前にひき出され——その治安判事が、自分が雇われている雇主のひとりであることもありうる——、三ヶ月の間投獄され、もしくは感化院において、重労働に従事せられることをみても明らかであろう。ジョージ・ハウエルはその「労働立法、労働運動および労働運動指導者」のなかで、この團結禁止法の條項を非常にくわしく掲載しているが、要するにこれは、いかなる形での労働者の團結もこれを不可能にする、もつともいんげん、そしてもつとも悪質な反動的立法であつたことは疑いえない。それは資本家の利益と表裏一體をなすものではあつたらうけれども、また資本家側からしてみれば、労働者の團結は契約自由の原則に反するものであり、自由放任主義の哲學は、このような契約自由の原則に反する労働組合を禁壓すべきであると教えたとしても、労働者階級にもまた團結の権利があることは云う

までもない。資本家はその資本の使用にあつて、もつとも有利なところここにこれを投下し、利潤を取得する自由を有すると同じく、労働者もまた、商品としての労働力をもつとも有利な條件で資本家に賣る自由を保有すべきであろう。そしてこれこそ、かの偉大なアダム・スミスが國富論のなかで強調したところであつた。従つて、ダインシー教授が、團結禁止法を制定した人々は專制君主ではなく、その當時の支配的な時代思潮たる自由放任主義の代辨者であつたのべている點は、訂正されなければならない。すなわち彼等は自由放任主義の代辨者ではあつたけれども、利潤追求のために資本の自由のために労働者の自由を一方的に彈壓した專制者たちであつたことである。

資本家側が労働者の團結についてどんなに神經質になり、きびしい態度をもつてのぞんだかはたとえば「いかなる職人もしくは労働者も、自分の職業および仕事の問題について、お互いにどんな會話をすることも安全ではないだろう」という、まことに滑稽とも殘酷ともつかないような規定によつても明らかである。これによれば、労働者は路上で同僚と仕事の内容についてすら何事も話すことができなことを意味する。この法律にたいし労働者たちは、このような曖昧な規定が、無限の新しい犯罪をつくり出すものであるとして抗議したことは云うまでもない。要するに團結禁止法は、労働者の團結を、そのいかなる型態においても禁止したが、とりわけその基金を沒收しその徵集を禁じて、その財政的な基礎を奪つたのであつた。そして最後に、この法律のひとつの條項は、もし資格のある熟練労働者が、「適正な賃金」で働くことをこぼむらば、雇主は不熟練労働者

働者を雇うことができる無制限の力をあたえたのである。さきこのべたように、團結禁止法案は、一七九九年六月十八日、第一讀會が開かれ、翌十九日第二讀會を通過した。そしてピットの勳議により、同法案は、上下兩院の委員會に上程された。かつて水車大工の團結を禁壓する法案の成立を拒否し、更に廣範圍な團結禁止法を制定することを主張した上院の希望は實現した。一七九九年七月一日、それはついに通過成立して法律となつた。ただ下院においては、例によつてベンジャミン・ホップハウスが、前に彼とバーデットがともに水車大工の團結を禁止する法案に反対したと同じ理由をもつて、この團結禁止法案にも反対した。彼は、労働者が、たつたひとりの治安判事によつてではなく、二人もしくは二人以上の治安判事によつてでなければ、有罪を宣告されないように、修正案を提出したが成功しなかつた。

また上院においては、ホランド卿は、力強い演説を行い、労働者階級は現在すでに雇主に比べて「より弱い側」であるのに、この法案は、この弱い立場を更に弱めるものであり、フランス革命によつてひきおこされた貧しい人々にたいする一般的な偏見を、雇主側が利用することは卑劣な行爲であるとして訴えた。また彼は、「このよくな小さな上院が、かかる重大な法案を通過させることは、もつとも不適當であり、もしこの法案が必要にして適當ならば、それはきわめて重要な法案であらうけれども、萬一これが不必要なものであつたならば、それは、實に危険な結果をとまなうだろう」と主張した。しかしながら、この團結禁止法案を支持した大部分の議員たちは、彼の質問に答えようとせず、結局、彼の修正案は否決された。

ール選出の保守黨の議員コロネル・ギヤスコインによつて提案されたが、進歩的な自由主義者シェリダンの輝かしい雄辯に助けられるや、それは、シェリダンとピットの論争となつた。シェリダンは、このような途方もない不正が、法令全書にのせられたことはいまだかつてなかつたし、かかる馬鹿げた抑壓的な法律は、直ちに廢止されるべきであると放言してはげからなかつたが、團結禁止法制定の當の責任者であつたピットは、この責任を否認しながらも、團結禁止の原理は正しく、従つてそれは強化されるべきであることを主張した。

下院全體の雰囲気は、修正案の方向に傾いてはいたけれども、しかしシェリダンの主張のような徹底的な修正案を準備するはずはなかつた。シェリダンは、自己の主張が到底うけられたいことを知つて、少くとも團結禁止法のもつとも悪い特徴だけを除去しようとして考えた。そこで、ピエールポント、ギヤスコイン、タールトン、デント、ロンドン市長、シェリダンより成る委員會が任命され、かくして一八〇〇年の團結禁止法は、一七九九年の修正の上、成立したのであつた。では、一七九九年法はどのように修正されたのであろうか。まず第一に、裁判所が労働者に有罪を宣告する権限を有する場合、一人の治安判事ではなくて、二人の治安判事が出席しなければならぬこと、そしてその場合、被告と同じ産業の雇主である治安判事は、この法律のもとでは法廷に立つてはならないこと、そして第二は、労働者の賃金決定をめぐつて、仲裁制度が規定されたことである。これは雇主側が、労働組合の代表を正式に承認しなければならぬところから、大反対をうけたが、結局うけ入れられ

以上のべてきたように、一七九九年の團結禁止法は、その成立の直接の動機は、水車大工の親方たちが、労働者の團結の禁止を議會に求めた請願であつて、これが急速に労働者の團結一般を禁止する團結禁止法に轉化していつた結果であつた。ところが、ピットはあまりにも早く労働組合運動を彈壓するための法律を制定したため、労働者階級はほとんどその見解をのべる機会に恵まれず、彼等が團結禁止法制定の事實を知つたのは、翌年になつてからだといわれている。すなわち一八〇〇年、ロンドン、リヴァプール、マンチェスター、ブリストル、プリマウス、バス、ランカスター、リーズ、ダービー、ノッチンガムおよびニューキャスル・オン・ティンなどの各地から、抗議文が殺倒した。こうして労働者階級は、專制政府のこの殘忍な彈壓立法にたいして、おくれればせながらきわめて敏感な反應を示した。ピットをはじめ政府首腦部も、労働者階級のこの抗議と陳情の洪水にあつては、何かしら手を打たないわけにはいかなかつた。その結果、議會は再び開かれた。

だが團結禁止法をめぐる支配階級の動向は、必ずしも一定せず、かなり複雑なものがあつたことは注目されなければならない。たとへば、このきびしい一七九九年の團結禁止法にさえ満足せず、更に共済組合のような、賃金値上げとはまつたく關係のない相互扶助機關をさえ禁止すべきであるという強硬意見もあつたことを、タイムズ紙は報じている。しかしながら全體としての當時の支配階級の意見は、一七九九年法があまりにきびしすぎて、かえつて労働者階級の抵抗を暴力的にするという危懼をふくんでいたものか、この法律を修正しようという氣配が濃厚となつた。修正案は、最初リヴァプ

た。しかしながら、この條項は、ついに強制されたことがなかつたので、有名無實となつてしまつた。またシェリダンおよびその同志たちは、委員會において、友愛組合および慈善的な組合を保護する貴重な條項を加えて修正案を起草したが、これはいられなかつた。その結果、一七九九年の團結禁止法は、一部修正されたとはいへ、ほとんど何らの實質的變更をこうむらなかつた。かくして、一八〇〇年に修正可決した團結禁止法は、以後二十五年間、労働者階級の自由な運動をおさえ、ここにイギリス労働運動史上、もつとも憂うべきな暗黒時代が到來した。

以上わたくしは、ハモンド夫妻の見解を参照しつつ、團結禁止法成立の経緯をやゝくわしくのべてきたが、これによつて讀者は、彈壓立法としてのこの法律の意義を理解しえたであらう。そしてまた、このような経過によつてみれば、ダイシー教授の「一七九九年および一八〇〇年の團結禁止法は、それについて報告にのこる議論は少しもなく議會を通過したという事實だけは、ほとんど決定的である」という一節は明らかに史實に反する。この惡名高い法律が制定される過程において、労働者階級のはげしい抵抗や陳情、そして保守的な人々のなかでも、比較的進歩的な思想をいだいていた人々の修正や反対があつたことはもはや疑いえないし、それにもかかわらずこの反動的な法律が制定されなければならなかつた理由は、何よりもまず、労働者階級の組織的な力が非常に弱かつたことがあげられよう。だが、かつて労働組合運動の發展を法律をもつて阻止したことがあつたらうか。イギリス労働組合運動は、このきびしい彈壓のなかに、この試煉に耐えて成長していつた。この團結禁止法

のもとに、労働者階級は、どのようにしてその運動を展開していったであらうか。この點について、わたくしはまず、十九世紀初頭における労働者階級の狀態、とくにその組織について考察したいと思ふ。

(1) A. V. Dicey; Lectures on the relation between Law and Public Opinion in England during nineteenth century, 1926, p. 99.

(2) *ibid.*, p. 100.

(3) A. Aspinall; The Early English Trade Unions, Documents from the Home Office Papers in the Public Record Office, Introduction ix.

(4) F. H. Hall; A History of the English People in 1815, 1924, p. 49.

この事件でいう「マレーヴィ」はつぎのように生き生きと描かれている。「一七九七年、英國海軍がそのもつとも輝かしい勝利の間際にあつたとき、突如暴動が全艦隊におこつた。すなわち、當時ポーツマス軍港に碇泊していた海峽艦隊に混乱がおこつた。水兵たちはハウ提督に、給料値上げを要求する請願書を提出し、提督がこれを拒否したとき、彼等はストライキに入つた。何故なら彼等の暴動は、ストライキというほか他の名前では呼べないからである。このストライキは、四月十五日から五月十四日まで、まる一ヵ月つづいた……。五月二十日には、テムズ河口近くに投錨していた北洋艦隊が暴動をおこして、士官を

- (5) 拘禁……六月二十日まで降伏しなかつた」と。
- (6) G. D. H. Cole; British Working Class Movement, select documents, p. 74.
- (7) George Unwin; Industrial Organization in 16th and 17th centuries, 1904, pp. 58-60.
- (8) Cole; select documents, p. 82.
- (9) Halévy; *ibid.*, p. 286.
- (10) G. L. Hammond and Barbara; The town labourer the New Civilization, 1760-1832, pp. 115-117.
- (11) Hammond; *ibid.*, p. 285.
- (12) Hammond; *ibid.*, p. 118.
- (13) Hirst; Adam Smith. 遊部久義譯二二三頁。
- (14) George Howell; Labour Legislation, Labour Movement, and Labour Leaders. Vol. I, pp. 24-27.
- (15) S. and B. Webb; History of Trade Unionism, 1920, p. 70.
- (16) Hammond; p. 124.
- (17) Webb; *ibid.*, pp. 70-71.
- (18) Hammond; p. 125.

III

「綿工業の歴史は、しばしば産業革命の縮圖であると考えられている。なぜならそれは、明白なそしていちじるしい形で、産業革命の

あらゆる特徴をあらわしている。古い産業とはちがつて、それは傳統や制限によつてさまざまにげられることがなかつたからである。一七六四年ジェニー紡績機の發明にはじまり、一七六九年アークライトの大規模の紡績機械、それから十年たつた一七七九年には、クロムプトンは、ハーグリーブスのジェニー紡績機とアークライトの機械とを折衷してミュール紡績機を發明し、英國綿紡績業はその様相を一變するにいたつた。周知のように、毛織物業に比べて、木綿工業の歴史はきわめて新しいにもかかわらず、多くの發明が毛織業をしのいでこの産業にとりいれられたのは、何よりも木綿そのものが大衆の生活に親しみ易く、日常生活に缺くべからざるものとなつたためと考えられている。木綿は毛織物に比べて値段が安く、しかも布地が強く實用的であるため、十八世紀頃になると、大衆の木綿にたいする需要は、非常に増大した。木綿にたいする需要がいかに増大していたかは、たとえば、輸入された綿花の量は、一七八一年から九一年までの間に、ほとんど三二〇%も増大し、しかもマンチェスターの三〇マイル以内には、綿業が行われない農村は、ひとつもなかつたといわれる。そして、このような綿花の輸入の増大はまた、紡績機械の發明をうながした原因でもあつたらう。それまでは、紡績は家庭内での婦人の仕事と考えられ、男子は農耕その他に従事することが多かつたが、大規模な紡績機械の發明と紡績工場の發展は、家庭内における婦人の仕事を奪つて、これを工場での男子の仕事とした。

このようにして紡績工場は各地に建設され、資本主義的大工場はその數を増していった。ベインズの示すところによれば、エドマ

黎明期のイギリス労働組合運動

ンド・カートライトが、綿織物業にはじめて機械を應用し、力織機を發明した一七八七年に、すでに紡績工場の數は、ランカシャー、四一、ダービシャー、二二、ノッチングラムシャー、一七、ヨトクシャー、一一、チェシャー、八、スタッフォードシャー、七、で、これを見て資本主義的發展の道程において、綿紡績業が綿織物業に先んじていたことは明らかであろう。このようにして紡績業のいちじるしい發展は、今までも不足しがちであつた綿糸を大量に供給することとなり、その結果手織工の生活は非常に忙しくなつていった。仕事が忙しくなつただけでなく、彼等の賃金は、かつてなかつたほど上昇した。「一七八八年から十八世紀の終末までの時期は、まことにこの偉大な産業の黄金時代であつた。そしてそれは手織工たちにとつてもまた黄金時代であつたのである」。チャップマンは、ラッドクリフの言葉を引用して、手織工の生活が、綿織物のいちじるしい需要、彼等の労働の價格のかつて見ざる騰貴にささえられて、きわめて愉快なものであつたことを、ロマンチックな筆致をもつて描き出しているが、はたして彼等の生活は、それほど快的なものであつたらうか。統計の示すところによれば、彼等の生活のもつともよかつた時代は、大體一七九〇年から一八〇〇年頃であるといわれているが、しかしそれにしてその時期はあまりに短かつた。ギャスケルはその名著「イギリスの産業人口」のなかで、十八世紀の終り十九世紀のはじめには、大人四人、子供二人の六人家族で、一日十時間働くものとして週四ポンド、忙しいときにはもつと儲かつたし、また一人の労働者でも、二ポンド以上稼ぐことが珍しくなかつたと云つては、手織工の生活は、例外的によかつた

ことはあつても、次第に悪化の傾向をたどつたようである。ペエイ  
ンズは、ケイ博士のつぎのような表現をかりて、一八三〇年代のマ  
ンチェスターに住むおちぶれた手織工の生活にふれている。「手織  
工たちは、一日二十四時間以上も働ながら、週わずか五シリングから  
七シリング、精々八シリングを儲けるにすぎない。彼等は、主とし  
てアイルランド人からなつており、われわれが敷え上げた道徳的お  
よび肉體的低下のあらゆる原因によつて、影響をうけたのである」  
と。

十八世紀末には、週二ポンドの高賃金を得ていた手織工が、三〇  
年後にはわずか五シリングから七シリングを得るのが精々だつたと  
は、まことに驚くべき變化である。何がこのような變化をもたらした  
のであろうか。さききのべたように十八世紀末期から十九世紀の  
初頭にかけて手織業が非常に有利な職業であることがわかつたと  
き、各方面からこの職業に殺倒したことがまず考えられよう。事  
實、農業労働者さえもこの仕事にとびつき、たちまちにしてはげし  
い競争を生じ賃金の低下をもたらしたのであつた。とくにアイルラ  
ンド人の移民——低い生活程度と低賃金に慣れたこのアイルランド  
人の手織業への集中は、やがて、このもつとも有利な職業をして、  
もつともひどい状態におしやつたのであつた。

われわれは、手織工たちがその賃金が次第に低下してゆくときに、  
ただ手をこまねいていたと考へてはならない。次第に苦しくなつて  
ゆく生活に不安を感じて、一七九九年早々議會にたいし賃金の下落  
を訴え、相互に保護し議會の援助をうるための組合を結成した。  
多くの組合がその近隣の諸州でつくられ、五百ポンドの金額が、三

小さな子供たちにかこまれてゐるのを知るのでしよう。それなの  
に、ああどうしたことでしようか、かつて四四ヤードのかわりに、  
長さ六〇ヤードに増加したのに、今やそれについてわずか一一  
シリングしかあたえられないのです……」と。

こういう聲明書を出して手織工たちは、組合の結成をはじめたの  
であつたが、そのとき政府は、これにたいしてどのような態度にで  
たであらうか。すなわちさききのべたように、ピットは、この手織  
工の團結に脅威を感じて團結禁止法を制定したのである。だが手織  
工たちの期待に反して彼等に加えられた弾壓にもかかわらず、彼等  
はその不満を議會に訴えてやまなかつた。一八〇〇年には、チェス  
ター、ヨーク、ランカシャーおよびダービーの織工たちは、政府が  
法律によつて彼等に一定の賃金を保障すべきことを議會に請願しつ  
づけ、この頑強な態度に直面してさすがのピットも何等かの手段を  
とらざるを得なかつた。

團結禁止法によつて、労働者階級の賃金値上げの要求を不法にも  
禁壓したピットは、手織工たちの最低賃金法制定の動きにたいし、  
敏感にこれに對處しなければならなかつた。彼は労働者が熱心に主  
張する賃金規制法(最低賃金法に同じ)の代りに、仲裁法(Arbitra-  
tion Act)をもつて應えたのである。それによれば、賃金をめ  
ぐる雇主側と手織工との爭議において、その賃金の決定については、  
労働者と資本家とは各々、一人の仲裁人を指名し、この双方の仲裁人  
の意見がなお一致しなければ、その問題の解決を治安判事に委任し、  
その決定が最後のものとされた。すなわちそこでは、治安判事の  
権限が重んじられたことは云うまでもない。ところが、雇主たちは

人からなるマンチェスターの中央委員會に集められ、……彼等はそ  
の金をロンドンにいる幾人かの大物たちの手にわたした。そしてこ  
の大物たちは、賃金の値上げのために、議會で法律をつくることを  
約束したといわれる。そして團結禁止法制定への動きが、議會のな  
かでようやくあきらかとなつた五月二十七日、新しく結成された手  
織工組合は、つぎのような文句ではじまる聲明書を出した。「手織工  
およびその他の人々を税金の負擔から保護すべき現存の法律は、彼  
等の間に組合がないためにふみにじられてゐる。彼等は今やその正  
當なそして合法的な權利において、相互に助け、木綿工業のほん  
うの状態を申し立てなければならぬとき、このようなよりくわし  
い立法について、この國の立法部に助力を請う決心をすることにな  
つた……」と。更に彼等は、自分たちの組合が、政府の轉覆を企圖  
するジャコバン主義とはまったく無縁であることを主張し、つぎの  
ように生活の苦しさを訴え、政府にたいし、法律によつてこれを救  
済することを要求した。

「彼等はたえず賃金の下落に悩まされております。というのは手  
織工たちの賃金は、それ相當のところにおちつくということがあ  
りません……われわれは、一人の男が一七九二年に結婚したもの  
と假定しましょう。彼はそのとき、四四ヤードの織布にたいして  
二二シリングの賃金をえきました。われわれは、年々彼がどうなる  
かを見てゆきましよう。彼の家族はふえてゆきますから、ともに  
生活必需品の價格も増加します。ところが彼の労働にたいする賃  
金は、へつてゐるのです。一七九九年に、彼がどうなつてゐるか  
を見てみましょう。するとわれわれは、彼が五人もしくは六人の

この制度が、彼等にとつて必ずしも有利でないことを知つていたの  
で、出来るだけこれを拒否しようとした。そこで雇主は、この仲裁  
人の指名を、ロンドンとか、或は遠くに住んでいて仲裁人として活  
動することのできぬ人を指名し、交渉の進行をさまたげるといふこ  
とがしばしば行われた。たとえ、これについてハモンド夫妻は、  
つぎのように云つてゐる。「リチャード・クリフという一雇主は、遠  
くに住んでゐる効果のない仲裁人を選んだことについて、自分の行  
爲を辯護してつぎのように云つた。「わたしは、織工側に指名された  
人々にたいして、誰が出席することができぬかを知りません」と。  
ピットが制定した仲裁法が、いかに空虚なものであつたか明らかで  
あらう。

こうしてゐるうちに、一八〇一年綿業地区の労働者の間には窮乏  
化がひろがつていつた。そして流言蜚語がとんだ。サー・ロバ  
ート・ピールの同僚であつたイエーツは、つぎのように慨嘆した。「わ  
たしは今日、わたしが見たり聞いたりしてゐることが、わたしに、  
この國は革命の時期にきており、もつとも危険な状態にあることを  
確信させるものであることを、残念ながら申さねばなりません。わ  
たしはつぎのように堅く信じます。すなわち、もし食料の値段が現  
在のままより上りつづけるならば、その結果革命がおこるだらうとい  
ふこととす」と。こういう状態のもとに、手織工たちは、その最低  
賃金法を獲得するために、仲裁法修正の運動にかりたてられてい  
つた。しかしながら、そのためには何よりも強力な統一運動が必  
要であつたことは云うまでもない。團結禁止法をおかしてつづけら  
れたこの運動は治安判事によつて、治安妨害とジャコバン主義の名



のもとに、集會はしばしば解散させられた。まことに、團結禁止法の重壓が主として感ぜられたのは、新しい纖維産業においてであつて、労働者たちが試みたいかなる手段も、すべて非合法とされた。「治安判事は、立法機關の意見とまつたく一致して活動し、賃金値上げをおさえ、團結を阻止することを任務とし、ほとんどあらゆる場合に、労働者とその地位を改良し、社會におけるその立場を維持しようとする労働者側のあらゆる企てを、政府にたいする一種の暴力および抵抗とみなしたのである。」

わたくしは、たびたび治安判事についてふれたが、それが英國政治史の上においてどのような役割を果したかは、きわめて興味ある問題である。ハモンド夫妻もアイヴィもこれについてかなりくわしく論じているが、これについては、のちにふれることとして、要するに彼等が、資本家および地主たちの利益の代辨者として、一切の民主的運動をきびしくとりしまつたことは疑いえない。そこで議會は、この治安判事の報告にもとづいて、一八〇三年、特別委員會が開かれ、仲裁法の修正が行われた。これによると、治安判事は二人の仲裁者を選び、その一人は雇主もしくはその代理者であること、そして他の一人は労働者があげた名簿からとられた。この法律は、結局治安判事の権限を強めることが目的であつて、双方が四人乃至六人の陪審を選び、その半分は雇主もしくはその代理者、他の半分は織工であつて、そのなかから双方は各一人の仲裁者を選ぶことであつた。しかしながらこのような仲裁制度が治安判事の手委任されている以上、失敗は明らかであつた。一八一三年、ボルトンの手織工たちの請願書は、まつたく無効であると宣言した。そしてこ

れはまた、労働者階級をかりたてて急進的な議會改革運動に走らしめたのであろう。以上わたくしは、團結禁止法のもとにおける綿業労働者の状態とその組織的な運動について、手織工を中心としてふれてきた。十八世紀の終りから十九世紀初頭にかけての手織工の劇的とも云うべき生活條件の變化は、産業革命期におけるイギリス労働者階級の苦惱を如實にうつし出している。つきにわたくしは、同じく十九世紀初頭における機械織工についてのべるとともに、さらに毛織物労働者について、また炭坑労働者、婦人子供労働者の状態について説明し、労働者階級の團結への動き、労働組合運動の反抗がどのように發展していったかについてのべたいと思う。(未完)

- (1) J. L. Hammond and Barbara; *The skilled labourer*, 1760-1832, p. 47.  
 (2) Sidney J. Chapman; *The Lancashire Cotton Industry, a Study in Economic Development*, 1904, p. 37.  
 (3) Edward Baines; *History of the cotton manufacture in Great Britain*, 1835, p. 219.  
 (4) Chapman; p. 38.  
 (5) *ibid.*, p. 38.  
 (6) Baines; p. 489.  
 (7) P. Gaskell; *Manufacturing Population of England*, 1833, pp. 33-34.  
 (8) Baines; p. 485.

- (9) Gaskell; p. 46.  
 (10) Hammond; *skilled labourer*, pp. 58-59.  
 (11) A. Aspinall; *The Early English Trade Unions*, 1949, p. 21.  
 (12) *ibid.*, p. 23.  
 (13) Hammond; p. 64.  
 (14) Paul Mantoux; *The Industrial Revolution in the 18th Century*, p. 438.

この窮乏化の原因についてポールマンントウは、つぎのように云つてゐる。「一七九八年の冬から一七九九年にかけてのきびしい冬ののち、小麦の價格は、前よりも益々上つた。一七九九年、それは一クォーター七五シリング八ペンスであつたのに、

一八〇〇年には一二七に上り、一八〇一年には、一二八シリング八ペンスにはね上つた。これは字通り飢餓價格であつた……。議會は無数の陳情でいつぱいになり、政府は必死になつてある種の救済手段を求めた。穀物を節約するために、すべての火酒蒸溜工場や澱粉工場は操業を休止し、人々はパンの消費を最小限にへらすように要求された。そして、特別賞與金によつて、ジャガイモをうえることが提案された」と。

- (15) Hammond; p. 66.  
 (16) Webb; *History of Trade Unionism*, p. 81.  
 (17) Halévy, pp. 31-37, Hammond; pp. 60-80.  
 —一九五六・八・二五—